

インクルーシブ教育とは？



保護者

インクルーシブ教育って何？

教育者

インクルーシブ教育とは、幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに的確に応えられるよう、通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備・提供する教育のことをいいます。



保護者

「共生社会」って何？

教育者

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会をいいます。



保護者

合理的配慮って何？

教育者

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるよう、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育内容・方法、支援体制、施設設備について調整していくことです。



インクルーシブ教育の展開

〈総論〉

平成24年7月、中央教育審議会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。



どんな気持ちかな？
コミュニケーションカード

1
共生社会の
形成に向けて

2
就学相談・就学先決定の
在り方について

3
障害のある子どもが
十分に教育を受けられるための
合理的配慮及び
その基礎となる環境整備

4
様々な学びの場の
整備と学校間連携等の
推進

5
特別支援教育を
充実させるための
教職員の専門性の向上



変更もすぐ目で分かる！
動かせる時間割

障害者の権利に関する条約

障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定め、締約国がこれらを確保し促進するための措置をとること等を定めています。平成18年12月国連総会において採択され、平成20年5月に発効し、日本は、平成19年9月に同条約に署名しました。

障害者の権利に関する条約

平成23年7月障害者基本法の一部が改正され、教育(第16条)の条文に、「可能な限り共に教育を受けられるよう配慮」、「本人・保護者への十分な情報提供と可能な限りの意向の尊重」など新たな改正を行いました。平成24年7月、中央教育審議会から「インクルーシブ教育システム構築の推進」が報告され、「障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとって、良い効果をもたらすことを強く期待する。」とその理念が示されています。